

# 標準引越運送約款

平成二十二年十一月二十二日 運輸省告示第五百七十七号  
改正 平成三十年一月三十一日 国土交通省告示第二百二十七号

- 目次
- 第一章 総則
- 第二章 見積り
- 第三章 引越の引受け
- 第四章 荷物の引渡
- 第五章 指図
- 第六章 引渡
- 第七章 責任
- 第八章 運賃
- 第九章 危険品

## 第一章 総則

- 第一条 本約款は、一般貨物自動車運送事業により行う引越運送及びこれに附帯する荷造り、不用品の処理等のサービスに適用されます。ただし、事業所等の移転又は当店が提供する定型の容器を用いて定額で行う運送であつて、この約款によらない旨をあらかじめ告知した場合を除き、適用されません。
- 第二条 この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によりします。
- 第三条 当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

## 第二章 見積り

- 第一条 当店は、引越運送及びこれに附帯するサービスに要する運賃及び料金（以下「運賃等」という。）について、試算（以下「見積り」という。）を行います。
- 第二条 見積りを行ったときは、次の事項を記載した見積書を申込者に発行します。
- 第三条 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号
- 第四条 荷受人の氏名又は名称、住所及び電話番号
- 第五条 荷物の受取日時及び引渡日
- 第六条 発送地及び到達地の地名、地番及び連絡先電話番号
- 第七条 運賃等の合計額、内訳及び支払方法
- 第八条 解約手数料の額
- 第九条 当店の名称、事業許可番号、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号
- 第十条 その他見積りに関し必要な事項
- 第十一条 荷造り作業、開梱作業等に応じた運賃等の内容及び到達地においてわかりやすく記載します。
- 第十二条 荷造り作業、開梱作業等に応じた運賃等の内容及び到達地においてわかりやすく記載します。
- 第十三条 見積りを請求することがあります。この場合又は見積りを行う前にその金額を申込者に通知し、了解を得ることとします。
- 第十四条 当店は、見積りの際に内金、手付金等（前項ただし書の規定による下見に要した費用を除く。）を請求しません。
- 第十五条 当店は、見積り時に申込者に対して、この約款を提示します。
- 第十六条 当店は、見積りに記載した荷物の受取日の三日前までに、申込者に対して、見積書の記載内容の変更の有無等について確認を行います。

## 第三章 運送の引受け

- 第一条 当店は、次の各号の一に該当する場合には、引越運送の引受けを拒絶することがあります。
- 一 運送の申込みがこの約款によらないものであるとき。
- 二 運送に適合する設備がないとき。
- 三 運送に適合する設備がないとき。
- 四 運送に適合する設備がないとき。
- 五 運送に適合する設備がないとき。
- 六 運送に適合する設備がないとき。
- 七 運送に適合する設備がないとき。
- 八 運送に適合する設備がないとき。
- 九 運送に適合する設備がないとき。
- 十 運送に適合する設備がないとき。
- 十一 運送に適合する設備がないとき。
- 十二 運送に適合する設備がないとき。
- 十三 運送に適合する設備がないとき。
- 十四 運送に適合する設備がないとき。
- 十五 運送に適合する設備がないとき。
- 十六 運送に適合する設備がないとき。
- 十七 運送に適合する設備がないとき。
- 十八 運送に適合する設備がないとき。
- 十九 運送に適合する設備がないとき。
- 二十 運送に適合する設備がないとき。
- 二十一 運送に適合する設備がないとき。
- 二十二 運送に適合する設備がないとき。
- 二十三 運送に適合する設備がないとき。
- 二十四 運送に適合する設備がないとき。
- 二十五 運送に適合する設備がないとき。
- 二十六 運送に適合する設備がないとき。
- 二十七 運送に適合する設備がないとき。
- 二十八 運送に適合する設備がないとき。
- 二十九 運送に適合する設備がないとき。
- 三十 運送に適合する設備がないとき。

## 第四章 荷物の受取

- 第一条 当店は、見積書に記載した受取日時に荷物を受け取ります。
- 第二条 荷造りは、荷物の性質、重量、容積、運送距離等に応じて、運送に適するように荷造りをしななければならない。
- 第三条 荷物の荷造りが運送に適さないときは、荷造りに対し必要な荷造りを要求し、又は荷造りの負担により必要な荷造りをします。
- 第四条 前二項の規定にかかわらず、当店は荷造りからの申込みに応じて、荷造りの負担により必要な荷造りを行います。
- 第五条 荷物の種類及び性質の確認
- 第六条 当店は、荷物を受取る時に、第四条第二項各号に掲げる荷物、貴重品（第四条第二項第一号及び第三号に掲げるものを除く。）壊れやすいもの（ソコン等の電子機器を含む。）、第四条第二項において同じ、変質若しくは腐敗しやすいもの等運送上特段の注意を要するものの有無並びにその種類及び性質を申告するを荷造りに求めます。
- 第七条 当店は、前項の場合において、その種類及び性質につき荷造りが告げたことに疑いがあるときは、荷造りの同意を得て、その立会いの上で、これを点検することがあります。
- 第八条 当店は、前項の規定により点検した場合において、荷物の種類及び性質が荷造りの申告したところと異なるときは、このために生じた損害を賠償します。
- 第九条 第二項の規定により点検した場合において、荷物の種類及び性質が荷造りの申告と異なるときは、点検に要した費用は荷造りの負担とします。

## 第五章 荷物の引渡し

- 第一条 荷物の引渡しを行う日
- 第二条 当店は、見積書に記載した引渡日に荷物を引き渡します。また、荷物受取時に、引渡日時を荷受人又は荷受人に対して通知します。
- 第三条 荷受人が不在の場合
- 第四条 荷受人が見積書に記載した引渡日に引渡先に不在のおそれのある場合には、あらかじめ荷造りに対し、荷受人が代わって荷物を受け取る者（以下「代理受取人」という。）の氏名及び連絡先の申告を求めます。
- 第五条 荷受人が引越先を記載した引渡日に不在であった場合には、当該代理受取人に対する荷物の引渡しをもつて荷受人に対する引渡しとみなします。
- 第六条 引渡しができない場合の措置
- 第七条 当店は、荷受人又は代理受取人（以下「荷受人等」という。）を確認することができないとき、又は荷受人等が荷物の受取を怠り若しくは拒んだとき、若しくはその理由によりこれを受けることができないときは、遅滞なく荷造りに対し、相当の期間を定め荷物の処分につき指図を求めます。
- 第八条 前項の規定による指図の請求及びその指図に従って行った処分は、荷造りの負担とします。
- 第九条 前項の規定による指図の範囲内において、荷物の引渡をしないときは、荷物を倉庫営業者に寄託し又は供託し若しくは競売することがあります。
- 第十条 前項の規定による処分を行ったときは、遅滞なくその旨を荷造り人又は荷受人に対して通知します。
- 第十一条 第一項の規定による処分は、荷造りの負担とします。
- 第十二条 第一項の規定により競売したときは、その代価の全部又は一部を運賃等並びに指図の請求及び競売に要した費用に充当し、不足があるときは、荷造りにその支払を請求し、余剰があるときは、これを荷造りに交付し、又は供託します。

## 第六章 指図

- 第一条 荷造りは、当店に対し、荷物の運送の中止、返送、転送その他の処分につき指図をすることがあります。
- 第二条 前項に規定する荷造り人の権利は、荷受人に荷物を引き渡した時に消滅します。
- 第三条 指図に同じ場合
- 第四条 指図に同じ場合
- 第五条 指図に同じ場合
- 第六条 指図に同じ場合
- 第七条 指図に同じ場合
- 第八条 指図に同じ場合
- 第九条 指図に同じ場合
- 第十条 指図に同じ場合
- 第十一条 指図に同じ場合
- 第十二条 指図に同じ場合
- 第十三条 指図に同じ場合
- 第十四条 指図に同じ場合
- 第十五条 指図に同じ場合
- 第十六条 指図に同じ場合
- 第十七条 指図に同じ場合
- 第十八条 指図に同じ場合
- 第十九条 指図に同じ場合
- 第二十条 指図に同じ場合
- 第二十一条 指図に同じ場合
- 第二十二条 指図に同じ場合
- 第二十三条 指図に同じ場合
- 第二十四条 指図に同じ場合
- 第二十五条 指図に同じ場合
- 第二十六条 指図に同じ場合
- 第二十七条 指図に同じ場合
- 第二十八条 指図に同じ場合
- 第二十九条 指図に同じ場合
- 第三十条 指図に同じ場合

## 第七章 事故の措置

- 第一条 荷物の全部の滅失を発見したときは、遅滞なくその旨を荷造りに通知します。

- 第二条 当店は、荷物の相当部分の滅失又は全部若しくは相当部分の損を発見したとき、又は荷物の引渡しが見積書に記載した引渡日より遅延すると判断したときは、遅滞なく荷造りに対し、相当の期間を定め荷物の処分につき指図を求めます。
- 第三条 当店は、前項の場合において、指図を待たないときは、又は当店の定められた期間内に指図がないときは、荷造りの利益のために、指図の裁量によって運送の中止又は運送経路若しくは運送方法の変更その他の適切な処分をします。
- 第四条 第二項の規定にかかわらず、当店は運送上の支障が生ずると認められる場合には、荷造りに通知し、遅滞なくその旨を荷造りに通知します。
- 第五条 当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷造りに通知します。
- 第六条 当店は、荷物の一部が滅失又は損を発生したときは、荷造りに通知し、遅滞なくその旨を荷造りに通知します。
- 第七条 当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷造りに通知します。
- 第八条 当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷造りに通知します。
- 第九条 当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷造りに通知します。
- 第十条 当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷造りに通知します。
- 第十一条 当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷造りに通知します。
- 第十二条 当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷造りに通知します。
- 第十三条 当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷造りに通知します。
- 第十四条 当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷造りに通知します。
- 第十五条 当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷造りに通知します。
- 第十六条 当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷造りに通知します。
- 第十七条 当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷造りに通知します。
- 第十八条 当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷造りに通知します。
- 第十九条 当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷造りに通知します。
- 第二十条 当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷造りに通知します。
- 第二十一条 当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷造りに通知します。
- 第二十二条 当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷造りに通知します。
- 第二十三条 当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷造りに通知します。
- 第二十四条 当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷造りに通知します。
- 第二十五条 当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷造りに通知します。
- 第二十六条 当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷造りに通知します。
- 第二十七条 当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷造りに通知します。
- 第二十八条 当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷造りに通知します。
- 第二十九条 当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷造りに通知します。
- 第三十条 当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷造りに通知します。

## 第八章 運賃等

- 第一条 運賃及び料金は、当店が別に定める運賃料金表によりします。
- 第二条 運賃及び料金は、当店が別に定める運賃料金表によりします。
- 第三条 運賃及び料金は、当店が別に定める運賃料金表によりします。
- 第四条 運賃及び料金は、当店が別に定める運賃料金表によりします。
- 第五条 運賃及び料金は、当店が別に定める運賃料金表によりします。
- 第六条 運賃及び料金は、当店が別に定める運賃料金表によりします。
- 第七条 運賃及び料金は、当店が別に定める運賃料金表によりします。
- 第八条 運賃及び料金は、当店が別に定める運賃料金表によりします。
- 第九条 運賃及び料金は、当店が別に定める運賃料金表によりします。
- 第十条 運賃及び料金は、当店が別に定める運賃料金表によりします。
- 第十一条 運賃及び料金は、当店が別に定める運賃料金表によりします。
- 第十二条 運賃及び料金は、当店が別に定める運賃料金表によりします。
- 第十三条 運賃及び料金は、当店が別に定める運賃料金表によりします。
- 第十四条 運賃及び料金は、当店が別に定める運賃料金表によりします。
- 第十五条 運賃及び料金は、当店が別に定める運賃料金表によりします。
- 第十六条 運賃及び料金は、当店が別に定める運賃料金表によりします。
- 第十七条 運賃及び料金は、当店が別に定める運賃料金表によりします。
- 第十八条 運賃及び料金は、当店が別に定める運賃料金表によりします。
- 第十九条 運賃及び料金は、当店が別に定める運賃料金表によりします。
- 第二十条 運賃及び料金は、当店が別に定める運賃料金表によりします。
- 第二十一条 運賃及び料金は、当店が別に定める運賃料金表によりします。
- 第二十二条 運賃及び料金は、当店が別に定める運賃料金表によりします。
- 第二十三条 運賃及び料金は、当店が別に定める運賃料金表によりします。
- 第二十四条 運賃及び料金は、当店が別に定める運賃料金表によりします。
- 第二十五条 運賃及び料金は、当店が別に定める運賃料金表によりします。
- 第二十六条 運賃及び料金は、当店が別に定める運賃料金表によりします。
- 第二十七条 運賃及び料金は、当店が別に定める運賃料金表によりします。
- 第二十八条 運賃及び料金は、当店が別に定める運賃料金表によりします。
- 第二十九条 運賃及び料金は、当店が別に定める運賃料金表によりします。
- 第三十条 運賃及び料金は、当店が別に定める運賃料金表によりします。

## 第九章 責任

- 第一条 当店は、自己又は使用人その他運送のために使用した者が、荷物の荷造り、受取、引渡し、保管又は運送に注意を怠らなかつたことを証明しない限り、荷物の滅失、き損又は遅延につき損害賠償の責任を負います。
- 第二条 当店は、自己又は使用人その他運送のために使用した者が、荷物の荷造り、受取、引渡し、保管又は運送に注意を怠らなかつたことを証明しない限り、荷物の滅失、き損又は遅延につき損害賠償の責任を負います。
- 第三条 当店は、自己又は使用人その他運送のために使用した者が、荷物の荷造り、受取、引渡し、保管又は運送に注意を怠らなかつたことを証明しない限り、荷物の滅失、き損又は遅延につき損害賠償の責任を負います。
- 第四条 当店は、自己又は使用人その他運送のために使用した者が、荷物の荷造り、受取、引渡し、保管又は運送に注意を怠らなかつたことを証明しない限り、荷物の滅失、き損又は遅延につき損害賠償の責任を負います。
- 第五条 当店は、自己又は使用人その他運送のために使用した者が、荷物の荷造り、受取、引渡し、保管又は運送に注意を怠らなかつたことを証明しない限り、荷物の滅失、き損又は遅延につき損害賠償の責任を負います。
- 第六条 当店は、自己又は使用人その他運送のために使用した者が、荷物の荷造り、受取、引渡し、保管又は運送に注意を怠らなかつたことを証明しない限り、荷物の滅失、き損又は遅延につき損害賠償の責任を負います。
- 第七条 当店は、自己又は使用人その他運送のために使用した者が、荷物の荷造り、受取、引渡し、保管又は運送に注意を怠らなかつたことを証明しない限り、荷物の滅失、き損又は遅延につき損害賠償の責任を負います。
- 第八条 当店は、自己又は使用人その他運送のために使用した者が、荷物の荷造り、受取、引渡し、保管又は運送に注意を怠らなかつたことを証明しない限り、荷物の滅失、き損又は遅延につき損害賠償の責任を負います。
- 第九条 当店は、自己又は使用人その他運送のために使用した者が、荷物の荷造り、受取、引渡し、保管又は運送に注意を怠らなかつたことを証明しない限り、荷物の滅失、き損又は遅延につき損害賠償の責任を負います。
- 第十条 当店は、自己又は使用人その他運送のために使用した者が、荷物の荷造り、受取、引渡し、保管又は運送に注意を怠らなかつたことを証明しない限り、荷物の滅失、き損又は遅延につき損害賠償の責任を負います。
- 第十一条 当店は、自己又は使用人その他運送のために使用した者が、荷物の荷造り、受取、引渡し、保管又は運送に注意を怠らなかつたことを証明しない限り、荷物の滅失、き損又は遅延につき損害賠償の責任を負います。
- 第十二条 当店は、自己又は使用人その他運送のために使用した者が、荷物の荷造り、受取、引渡し、保管又は運送に注意を怠らなかつたことを証明しない限り、荷物の滅失、き損又は遅延につき損害賠償の責任を負います。
- 第十三条 当店は、自己又は使用人その他運送のために使用した者が、荷物の荷造り、受取、引渡し、保管又は運送に注意を怠らなかつたことを証明しない限り、荷物の滅失、き損又は遅延につき損害賠償の責任を負います。
- 第十四条 当店は、自己又は使用人その他運送のために使用した者が、荷物の荷造り、受取、引渡し、保管又は運送に注意を怠らなかつたことを証明しない限り、荷物の滅失、き損又は遅延につき損害賠償の責任を負います。
- 第十五条 当店は、自己又は使用人その他運送のために使用した者が、荷物の荷造り、受取、引渡し、保管又は運送に注意を怠らなかつたことを証明しない限り、荷物の滅失、き損又は遅延につき損害賠償の責任を負います。
- 第十六条 当店は、自己又は使用人その他運送のために使用した者が、荷物の荷造り、受取、引渡し、保管又は運送に注意を怠らなかつたことを証明しない限り、荷物の滅失、き損又は遅延につき損害賠償の責任を負います。
- 第十七条 当店は、自己又は使用人その他運送のために使用した者が、荷物の荷造り、受取、引渡し、保管又は運送に注意を怠らなかつたことを証明しない限り、荷物の滅失、き損又は遅延につき損害賠償の責任を負います。
- 第十八条 当店は、自己又は使用人その他運送のために使用した者が、荷物の荷造り、受取、引渡し、保管又は運送に注意を怠らなかつたことを証明しない限り、荷物の滅失、き損又は遅延につき損害賠償の責任を負います。
- 第十九条 当店は、自己又は使用人その他運送のために使用した者が、荷物の荷造り、受取、引渡し、保管又は運送に注意を怠らなかつたことを証明しない限り、荷物の滅失、き損又は遅延につき損害賠償の責任を負います。
- 第二十条 当店は、自己又は使用人その他運送のために使用した者が、荷物の荷造り、受取、引渡し、保管又は運送に注意を怠らなかつたことを証明しない限り、荷物の滅失、き損又は遅延につき損害賠償の責任を負います。
- 第二十一条 当店は、自己又は使用人その他運送のために使用した者が、荷物の荷造り、受取、引渡し、保管又は運送に注意を怠らなかつたことを証明しない限り、荷物の滅失、き損又は遅延につき損害賠償の責任を負います。
- 第二十二条 当店は、自己又は使用人その他運送のために使用した者が、荷物の荷造り、受取、引渡し、保管又は運送に注意を怠らなかつたことを証明しない限り、荷物の滅失、き損又は遅延につき損害賠償の責任を負います。
- 第二十三条 当店は、自己又は使用人その他運送のために使用した者が、荷物の荷造り、受取、引渡し、保管又は運送に注意を怠らなかつたことを証明しない限り、荷物の滅失、き損又は遅延につき損害賠償の責任を負います。
- 第二十四条 当店は、自己又は使用人その他運送のために使用した者が、荷物の荷造り、受取、引渡し、保管又は運送に注意を怠らなかつたことを証明しない限り、荷物の滅失、き損又は遅延につき損害賠償の責任を負います。
- 第二十五条 当店は、自己又は使用人その他運送のために使用した者が、荷物の荷造り、受取、引渡し、保管又は運送に注意を怠らなかつたことを証明しない限り、荷物の滅失、き損又は遅延につき損害賠償の責任を負います。
- 第二十六条 当店は、自己又は使用人その他運送のために使用した者が、荷物の荷造り、受取、引渡し、保管又は運送に注意を怠らなかつたことを証明しない限り、荷物の滅失、き損又は遅延につき損害賠償の責任を負います。
- 第二十七条 当店は、自己又は使用人その他運送のために使用した者が、荷物の荷造り、受取、引渡し、保管又は運送に注意を怠らなかつたことを証明しない限り、荷物の滅失、き損又は遅延につき損害賠償の責任を負います。
- 第二十八条 当店は、自己又は使用人その他運送のために使用した者が、荷物の荷造り、受取、引渡し、保管又は運送に注意を怠らなかつたことを証明しない限り、荷物の滅失、き損又は遅延につき損害賠償の責任を負います。
- 第二十九条 当店は、自己又は使用人その他運送のために使用した者が、荷物の荷造り、受取、引渡し、保管又は運送に注意を怠らなかつたことを証明しない限り、荷物の滅失、き損又は遅延につき損害賠償の責任を負います。
- 第三十条 当店は、自己又は使用人その他運送のために使用した者が、荷物の荷造り、受取、引渡し、保管又は運送に注意を怠らなかつたことを証明しない限り、荷物の滅失、き損又は遅延につき損害賠償の責任を負います。